

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(中間案)に対するパブリックコメント実施結果について

宮津市企画財政部

- 1 意見の募集期間 令和8年1月10日(土)～令和8年1月23日(金)
- 2 意見の募集方法 直接持参・郵送・FAX・電子メールで受け付け
- 3 意見提出件数 2名・4件
- 4 意見に対する市の考え方

	意見概要	市の考え方
1	<p>参考資料：出入国在留管理庁資料の一部抜粋</p> <p>○特定技能制度「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和7年度一部変更)(概要)</p> <p>令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。</p> <p>今般、令和6年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。</p> <p>安心・安全な社会</p> <p>これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会</p> <p>多様性に富んだ活力ある社会</p> <p>様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会</p> <p>個人の尊厳と人権を尊重した社会</p> <p>外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例は、社会が人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違いがある人々で構成されている中、宮津市に関わるあらゆる人が個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことを目指すための理念条例であり、特定の属性の方を対象としたものではありません。</p> <p>第4条事業者の役割は、人が生きていく中では、勤め先であったり、店舗の利用であったりと、様々な場面で事業者と関わりなく生きていくことはできません。その観点から、仕事をする場所、訪れる場所として、事業者の役割を規定したものとなります。</p> <p>また、宮津市総合計画等有識者会議多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会は、条例(案)作成にあたって、様々な立場から専門的なご意見をいただくために設置したものであり、条例(案)を答申いただく機関ではありません。</p> <p>提案者が、本パブリックコメントをSNS等に投稿されることにつきましては、提案者でご判断いただくものです。</p>

「多様性の尊重」が随所に表記されているが、冒頭に示した参考資料では、国の外国人就労者の指針を示す「出入国在留管理庁」に「多様性の尊重」は表記されず「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重」としている。これは、「多様性の尊重」が与えるあらゆる事象に対する警告であり想定を超える事態への防衛策であると解釈できる。宮津市が実施した「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会」の資料でもこの点が指摘されている。にも拘わらず「多様性の尊重」を言葉遊びの「キャッチフレーズ」でさえ将来の宮津市に大きな責任を負うことになるが「宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例（中間）」という「条例」の名前に冠する意図は理解できないどころか未来の禍根となる可能性も否定できない。

部会委員名の記載はあるが部会長など責任者の記載がない。

行政の公的部会であるなら日当として公金使用もあると思われるが、責任者が明確にされていない部会の答申を受け取る行政義務はないと考える。答申を公的なこととして受諾するなら責任者名を公表する責任が宮津市と部会にある。公表されずこの答申を正式に受諾し宮津市が採用することは市民に対する責任ある「部会と行政」の関係とは言えない。「部会は誰が責任者として決め行政は誰が責任者として決めた」のか不明瞭のまま宮津市条例案を提案している無責任な行為である。

学識経験者と言われる委員は●●●●●●●●であり「御用学者」の範疇を超えない方々とお見受けするが、実践経験のない研究者に宮津市条例案を受託し部会責任者の名前が見受けられない提案であるが、責任者の名前を明確に示して頂きたい。

また、令和8年6月には宮津市長と議員選挙が予定されている。現時点で現市長と議員の職責が担保されていないなか、「第八条、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める」「附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。」の規定を盛り込むことは、「条例制定議論が

未熟であること」「条例の不備が指摘された場合」の責任回避であり市民への背任行為であると解釈できる。

パブリックコメントとして上記の理由と修正条例案を提案する。

参考に釈迦に説法ではあるが、「尊重」の定義「市条例の考え方」も資料で付ける。

宮津市の市長を始めとする理事者の皆様は、「見えざるささやき」に翻弄され、本来あるべき「市民の幸福」を忘れた行政運営に陥っている。「見えざるささやき」は近い将来消えてなくなることを予測できず怯えた行政の結果、市民生活を混沌に陥れた責任は極めて大きい。

公務員は「公のため」に働く「住民全体の奉仕者」です。在職中に得る名声と報酬は「住民全体から」の税金と「住民全体へ」奉仕する公務から成り立っています。

公務員の原点に立ち戻り行政運営を行って頂きたい。

また、提出者の私がこのパブリックコメントをFBやSNSに投稿することの是非も必ず書面で回答頂きたい。

【条例修正案】

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(中間案)

私たちの社会は、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違い(以下「多様性」という。)がある人々で構成されています。

個人の尊厳と人権を尊重し、多様性に富んだを認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、私たちの目指すべき方向です。

選ばれる宮津市、暮らしやすい宮津市の実現に向けて、お互いの違いを

認め合うことは、一人一人が多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画することで、~~につながり~~、誰もが活躍できる地域社会が実現します。

全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会多様性を認め合い、尊重するという理念を市民、事業者をはじめ宮津市に関わるあらゆる人(以下「市民等」という。)及び市が共有し、~~一体となって~~、多様性が尊重され、全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会、誰もが活躍することができるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくり(以下「~~多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり~~」という。)について、基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解を深めることでのための措置を講じることにより、~~多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり~~を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ~~多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり~~は、一人一人が様々な違いを認め尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼす~~し~~合うことが、まちの活力及び創造性の向上に相乗効果を発揮するという認識の下に、次に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- (1) 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍しているまち
- (2) 性別、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが、これらを理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思

によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍しているまち

(3) 人種、国籍、信条、出身地、経歴等に関わらず、一人一人がお互いの文化や考え方を理解し、認め合い、相互の人権を尊重し合うことで、秩序ある多文化共生社会を実現するまち

(4) 障害の有無にかかわらず、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍しているまち

(市民の役割等)

第3条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）

にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 宮津市に関わるあらゆる人は、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

~~（事業者の役割）~~

~~第4条 事業者は、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念にのっとり、誰もが働きやすく、訪れやすい環境の整備のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。~~

(市の責務)

第4-5条 市は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりの実現に向けた施策について、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市と市民等との連携)

第5-6条 市は、市民等が、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに関する取組を実施する場合にあっては、市民等と連携するよう努めるものとする。

<p>えるなど、不満や負担が高まり、分断が生じ移民政策が失敗した事例から宮津市も学んで欲しいと思います。</p> <p>外国ではストライキがよく行われ公共交通機関などがストップすることがあり混乱も起きます。多文化共生が進むと宗教上や生活習慣を当たり前の権利として主張するようになる。行き着く先は参政権を求めるようになる。宮津の行く末をしっかりと考えてください。</p> <p>今の宮津市の判断は、多文化共生を進める事は特に大したことないと思われていると思いますが、先進的に移民を受ける条例を作ることは、これからの世代に不安や負担をさらに押しつける政策になっていくと考えますので、改めていただきたい。多文化共生で成功した国はないのに宮津市は実現できると思っているのですか？</p> <p>例えば、宮津市民と一緒に暮らしていける外国人は、「郷に入っては郷に従え。」を実践できる外国人。日本の文化を理解し、日本社会として溶け込もうとする能力のある高度人材、技術者です。</p> <p>宮津市で働く外国人は経営者にとっては、安い労働者を受け入れることは利益が出やすくなることも知れませんが、日本人の給与も上がらない。田舎と都市部の賃金格差が深刻になるのではないのか？</p> <p>宮津の品格を保つことが大切なのではないですか？移民が増えることで、もともと住んでいた市民にとって過ごし難い地域になると、宮津から出て行く若い人口も増える。宮津に戻ってくる若者も減る。若者定住のまちづくりの視点や考えは後回しにするのですか？</p>	
<p>3 One world を理想として進められる多様性について、危険性を強く抱きます。</p> <p>欧米では男女のトイレの距離をとり設置されています。女性を襲う男性に気づく配慮がされているそうです。これまで日本は治安も良いとされて来ましたが。そのためトイレは男女ともに距離を置かず設置されるのが当たり前になっています。しかも近年は、男女のトイレの区別をなくそうとす</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例は、社会が人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違いがある人々で構成されている中、宮津市に関わるあらゆる人が個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことを目指すための理念条例であり、特定の属性の方を対象</p>

<p>る発想を耳にするようになっていきます。取り返しのつかない事が起きる前に方向性を改めてください。</p> <p>スポーツ競技でも男女をなくそうとする考えがあります。パリオリンピックで女性のボクシング競技で元々は男性の肉体で自分は女性だとして出場した選手が金メダルになったことがありました。おかしいと思いますが、宮津市は正当だと判断するという事ですか？多様性を強調すると判断を間違えると思います。</p> <p>宮津市が多様性を推進し条例を作って先進的に多様性、多文化共生を進めていく事はおかしくありませんか。多文化共生で成功している国はありますか？外国人も人として尊重するのは当たり前の話ですが、条例にしてまで宮津市が積極的にすることではないと思います。</p>	<p>としたものではありません。</p> <p>トイレの問題につきましては、単に本人の申し出だけでなく、様々な内容をもとに判断されるべきものであると考えており、本条例の制定の有無により影響を受けるものではありません。</p> <p>また、スポーツ競技につきましては、該当団体において判断されるべきものであると考えており、本条例の制定の有無により影響を受けるものではありません。</p>
<p>4 日本は、世界でもトップクラスの移民受け入れ国となっていますが、日本の文化やルールなど理解していない外国人まで受け入れています。しかも、日本人が外国人に合わせないといけないとい社会的空気があります。そのうち多文化共生としてハラール食を支援していくと気づかないうちに日本食と言う文化を学校から消えてしまうのではないかと懸念します。多くは難民かも知れませんが、安い労働者として受け入れた外国人の中には、教育水準なのか、所得水準なのかは分かりませんが自国の言葉を読み書きできない外国人がいて、日本語が分かるようになるとは思えません。その結果、日本の文字も読めない外国人が増えると日本でもスラム街ができるようになると言われていています。日本に溶け込めない外国人が、集団で生活をするようになると、外国人の集落ができ、行政の管理も難しくなるでしょう。日本でも既にそのような状況になりつつある地域もあるのでは？</p> <p>イスラム教徒による隠れ土葬墓地の問題が日本でも出始めている地域もあるようです。母国に遺体を移葬するお金もなく、夜中に地域住民が知らないうちに土葬(埋葬)したり、墓地の管理料も全く払わないなどの問題。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例は、社会が人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違いがある人々で構成されている中、宮津市に関わるあらゆる人が個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことを目指すための理念条例であり、特定の属性の方を対象としたものではありません。</p> <p>宮津市に住まわれる方につきましては、国籍等関係なく、法律・条例に違反する行為をないことは勿論、ごみ出しなど日常生活を行う上での生活ルールはしっかりと守っていただく必要があります。</p>

日本ほどゴミの分別などを細かくしている国はありません。学校教育で掃除を子供達にさせる国もありません。外国人の子供は掃除をしなくても良いとするのですか？

外国人の基本的な人権を尊重することは当たり前です。そして、日本をリスペクトし、日本が好きで日本を訪れる外国人のように、日本の風習や習慣に合わせる外国人は歓迎です。

安い労働力として、受け入れる外国人に関しては、イスラム教徒も多く、ブローカーに金を払い、日本で金儲けを目的として日本に入ってくるため、日本の風習や習慣、文化や漢字を含めた言葉などが大きな壁となり日本社会に馴染めず、犯罪で生活をする人も出て来るでしょう。外国人が性犯罪を繰り返しても不起訴になる事案もあるようですが、そのような社会は望みません。北欧では移民問題の解決に一人あたり 500 万円渡しても帰らない状況とあります。一旦入国したイスラム系外国人は、帰らないことが世界で起きているのも現実です。

アメリカ、ヨーロッパでも移民政策の失敗から政策の見直しが始まっています。日本のような移民国家ではない国は、政策として多文化共生社会を先進的に取り組むべきではないのです。これからの宮津市を背負っていく若い世代に安心して暮らせる宮津市を残してください。若い世代が安心して子供を産み育てられる宮津市にすることが求められていることを認識し方向性を改めてください。宮津の品格を保つべきです。

外国の子供達を中心ではなく、日本の子供達が増えていって日本人の子供がちゃんとこの国や地域で主流として暮らしていける環境を作るのが、我々世代の責任です。

国際社会の失敗から学び、多文化共生は慎重になるべき政策ですので、何も宮津市が先進的に多文化共生をアピールする必要はないのです。宮津市は日本人の若者が安心して定住できるまちづくりに力を入れるべきです。